



2025年1月6日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 会長兼 ESG オフィサー
竹内 康雄
(コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 バイスプレジデント 櫻井 隆明
(TEL. 042-642-2111(代))

株主代表訴訟の控訴に関するお知らせ

2024年12月5日付け「株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしました、当社個人株主1名が当社取締役及び元取締役並びに元監査役に対し、当社への損害賠償の支払を請求した株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）における、原告の請求を棄却する同日付の判決について、東京地方裁判所への照会により、本件訴訟の原告が当該判決を不服として、2024年12月24日に東京高等裁判所に控訴を提起したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴人

個人株主1名

2. 被控訴人

下記の計 9 名

当社取締役 竹内康雄

当社元取締役 笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓、平田貴一

当社元監査役 清水昌、名取勝也

3. 第一審における訴訟内容

本件訴訟は、当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. が、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認又は黙認したこと等により発生した損害につき、当時当社の取締役及び監査役であった者11名（以下「被告ら」といいます。なお、被告らのうち当社元監査役2名（齋藤隆、名古屋信夫）に対する訴えは、第一審判決前に原告の取下げにより終了しました。）に任務懈怠があったとして、被告らに対し、連帯して、総額16億円及びこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものとして提起されました。2020年5月1日付け「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、原告の請求には理由がないものと判断し、また、本件訴訟では、当社の意思決定プロセスや内部統制システムのあり方等が争点となると想定されたことから、当社として

は、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、被告ら側に補助参加しました。

第一審判決は2024年12月5日に東京地方裁判所において言い渡しがあり、被告らに対する請求はすべて棄却されました。

4. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して開示すべき事象が発生した場合、速やかにお知らせいたします。

以上